

2 生活保護課

(1) 要保護者等生活困窮者への支援

1 生活保護扶助費

管内 10 町村に居住する被保護世帯の最低生活を保障するとともに自立を助長するため、生活保護法に基づく扶助を行いました。

■被保護世帯人員の状況（年度の 1 カ月平均）

世帯	人員	保護率
73 世帯	86 人	1.1%

※保護率＝被保護人員÷人口×1,000

■生活保護費支出状況

単位：円

生活	住宅	教育	介護		医療	
			連合会払	その他	基金払	その他
27.8% 33,247,419	3.6% 4,321,233	0.0% 0	6.1% 7,304,966	0.0% 0	32.3% 38,635,770	0.2% 196,321

出産	生業	葬祭	扶助費計	施設事務費	保護費計
0.2% 196,000	0.4% 506,075	0.1% 87,000	70.6% 84,494,784	29.4% 35,171,685	100% 119,666,469

2 生活保護適正実施推進事業【所重点】

収入資産調査等の充実強化による認定事務の適正化、レセプト点検の強化等による医療扶助の適正化、研修参加による職員の資質向上等を図ることによって、生活保護の適正実施を推進しました。

(1) 年金加入記録の確認

年金事務所に被保護者の年金加入記録を照会し、年金の受給資格の有無及び受給額を確認するとともに、後納や任意加入による受給資格の取得指導を行いました。

60 歳以上年金未受給者の年金加入状況調査 19 人

(2) 収入資産調査による収入認定の適正化及び不正受給の防止

原子力損害補償金未請求者に対する指導、定期的な収入申告書の徴取のほか、次の取組を行いました。

ア 「法 61 条に基づく収入の申告について（確認）」の説明及び確認書の徴取

実施時期：4 月～6 月 在宅世帯等

イ 保護のしおり等による権利義務の周知

- 実施時期:4月～6月 在宅世帯等
- ウ 課税台帳調査の実施
実施時期:8月 平成30年被保護者83人
- (3) 扶養義務者の扶養能力等の調査
重点的扶養能力調査対象者を把握し、管内居住者と実地面接を行いました。また、必要に応じて、管外扶養義務者との面接又は扶養届の収取を実施しました。
文書照会77件
- (4) 医療扶助の適正化推進
レセプト点検システムの有効活用を図り、後発医薬品の使用を促すとともに、自立支援医療適用の可否確認を徹底しました。
レセプト点検12回、自立支援医療受給者27人
- (5) 各種研修会等への参加
職場内研修や各種研修会等に積極的に参加し、職員の資質の向上を図りました。

3 生活保護施行事務

- 関係法令等に則り適切に事務を実施しました。
- (1) 査察指導台帳の活用等による内部点検強化
- (2) 新規申請の適正処理
法定期間内処理を遵守し、他法他施策の活用に対する適切な助言を行いました。

単位：件

保護申請 件数	前年度か らの繰越	処理状況			
		開始件数	却下件数	取下件数	翌年度 処理
21	0	17	2	2	0

- (3) 保護停止中の救護施設入所者の状況、手持金の確認調査

救護施設数	入所者数
3施設	11人

- (4) 被保護世帯の実情に即した指導援助の推進

嘱託医協議、主治医面接による病状（就労指導可否）把握を徹底し、状況の変化に即した的確な時期に援助方針を見直しました。また、障害年金の受給要件確認、自立支援給付の優先活用等、他法他施策の活用に対する指導援助を行いました。

(5) 長期入院患者・社会福祉施設入所者の実態調査

ア 長期入院患者

該当者がいなかったため実施しませんでした。

イ 社会福祉施設入所者

実施時期	施設数	入所者数
9~2月	9件	28人

(6) 研修等による医療扶助運営体制及び介護扶助運営体制の充実強化

電子レセプト等を活用して、被保護者ごと又は医療機関ごと医療扶助の実態を把握し、その結果に基づき指導を行うとともに、要介護若しくは要支援者に該当する者に対しては、要介護認定の申請等の指導を行いました。

(7) 生活保護費返還金等の適正な債権管理

滞納者の現状を把握し、督促状、催告状の発行及び納入指導を実施しました。

4 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、本人の状態に応じた包括的な相談支援事業(本庁一括委託)及び住居確保給付金の支給を行いました。

(1) 生活困窮者自立相談の受付 43件

(2) 住居確保給付金の支給 0件

5 福島県子どもの学習支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、貧困の世代間連鎖の解消を目指すため、生活困窮者世帯等の中学生及び高校生等を対象に高校進学支援及び高校中退防止等の取組を委託により実施しました。

(1) 福島県子どもの学習支援事業支援対象者数 7人（小学生4人、中学生2人、高校生1人）

6 福島県一時生活支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、住居を持たない者であって、所得等が一定の水準以下の者に対し、一定期間宿泊場所の提供や衣食の日常生活に必要な支援を提供するとともに就労支援の取組を委託により実施しました。

(1) 福島県一時生活支援事業支援対象者数 5人

7 中国残留邦人生活支援給付事業

永住帰国した中国残留邦人等で一定の要件を満たす者について、老齢基礎年金の満額支給に加えて、その者の属する世帯の収入が一定の基準に満たない場合には、支援給付を行うものですが、平成30年度の給付実績はありませんでした。

■平成 30 年度生活保護申請処理状況及び廃止状況

単位：件

区分 申 請 件 数	処理状況			保護歴		保護歴有中前回保 護廃止からの期間					保護開始事由					保護開始からの期間					保護廃止事由											
	開 始	却 下	取 下	無	有	六 か か 月 未 満	六 か か 月 未 満	一 年 三 年 未 満	一 年 三 年 未 満	五 年 以 上	世 帯 主 の 傷 病	世 帯 員 の 傷 病	失 業 倒 産	老 齢	稼 働 収 入	手 持 金 の 減 少	送 少	そ 他	一 年 未 満	一 年 未 満	三 年 未 満	五 年 未 満	十 年 未 満	年 以 上	稼 働 收 入	社 会 保 障 給 付 金 の 増 加	死 亡 ・ 失 踪	施 設 入 所	他 管 内 転 所	手 持 金 の 増 加	指 導 指 示 の 反 他	
	町村	申 請 件 数	開 始	却 下	取 下	無	有	六 か か 月 未 満	六 か か 月 未 満	一 年 三 年 未 満	一 年 三 年 未 満	五 年 以 上	世 帯 主 の 傷 病	世 帯 員 の 傷 病	失 業 倒 産	老 齢	稼 働 収 入	手 持 金 の 減 少	送 少	そ 他	一 年 未 満	一 年 未 満	三 年 未 満	五 年 未 満	十 年 未 満	年 以 上	稼 働 收 入	社 会 保 障 給 付 金 の 増 加	死 亡 ・ 失 踪	施 設 入 所	他 管 内 転 所	手 持 金 の 増 加
広野町	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
檜葉町	3	3	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
富岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
川内村	3	3	0	0	2	1	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0		
大熊町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
双葉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
浪江町	2	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		
葛尾村	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0		
双葉郡計	11	9	0	2	5	6	1	0	1	1	2	2	0	0	0	0	6	0	1	5	2	1	0	1	1	0	2	2	0	0		
新地町	9	7	2	0	9	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	5	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2		
飯舘村	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3		
相馬郡計	10	8	2	0	10	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	6	0	0	5	2	2	1	0	0	0	0	0	0	5		
合 計	21	17	2	2	15	6	1	0	1	1	2	3	1	0	0	0	12	0	1	10	4	3	1	1	0	0	2	2	0	6		

■管内の生活保護の状況

(平成 31 年 3 月末現在)

	被保 護世 帯数	被保 護人 員	世帯類型別世帯数						労働力類型 別世帯数		介護扶助人員		医療扶助人員		医療扶助 単給人員		施設入所者						
			高齢者	母子	障害者	傷病者	その他	停止中	稼動 世帯	非稼 動世 帯	施設介護		居宅介護		入院		入院外		世帯 分離 適用 世帯	救護 施設	その 他施 設		
											再掲 單給	再掲 單給	再掲 精神	再掲 精神	再掲 入院								
広野町	10	11	5	0	3	0	1	1	2	8	1	0	1	0	0	0	9	1	0	0	0	1	1
楓葉町	13	13	7	0	2	2	2	0	0	13	0	0	0	0	0	0	7	0	3	0	0	5	1
富岡町	2	2	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
川内村	6	8	2	0	1	1	2	0	2	4	2	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	2
大熊町	3	3	1	0	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1
双葉町	5	5	3	0	0	0	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	5	0
浪江町	9	9	5	0	3	1	0	0	1	8	0	0	0	0	0	0	4	0	3	0	0	7	0
葛尾村	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
双葉郡計	49	52	23	0	12	4	5	5	6	43	3	0	1	0	1	0	29	1	8	0	0	22	5
新地町	26	36	14	1	3	3	4	0	5	21	3	0	4	1	0	0	26	1	0	0	0	2	3
飯館村	4	6	1	1	0	1	1	0	0	4	0	0	0	0	1	0	5	1	0	0	0	1	0
相馬郡計	30	42	15	2	3	4	5	0	5	25	3	0	4	1	1	0	31	2	0	0	0	3	3
合計	79	94	38	2	15	8	10	5	11	68	6	0	5	1	2	0	60	3	8	0	0	25	8

※被保護世帯数、被保護人員、施設入所者には保護停止中のものを含みます。